

各種、手続きの前に確認です。  
手続きに必要な証明書はお持ちですか？



証明書をお持ちになって  
ご来館ください。



# どの手続きをしますか？

## 利用券の新規登録

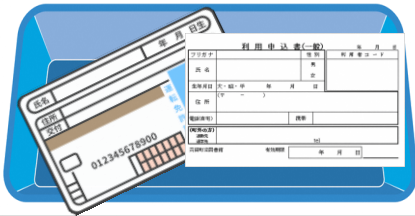
## 利用券の更新

## 利用券紛失届

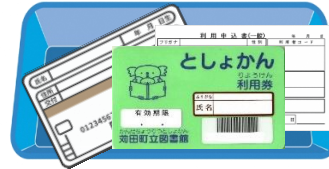
町内在住

発行に必要なもの

- ・住所が確認できる公的機関が発行したもの  
(免許証、保険証、マイナンバーカード等)  
※郵便物、名刺、マイナンバーカード通知書などは該当しません
- ・利用申込書



- ・新規登録に必要なもの
- ・お手持ちの利用券

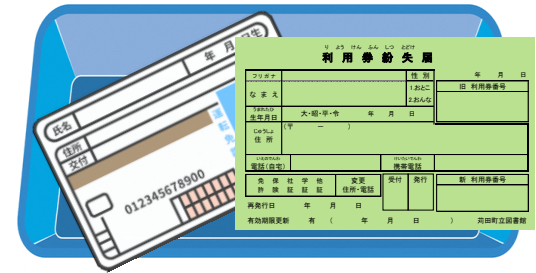


- ・新規登録に必要なもの
- ・お手持ちの利用券



手続きに必要なもの

- ・住所が確認できる公的機関が発行したもの  
(免許証、保険証、マイナンバーカード等)  
※郵便物、名刺、マイナンバーカード通知書などは該当しません
- ・利用券紛失届



町外在住  
(広域利用者)

発行に必要なもの

1. 住所が確認できる公的機関が発行したもの  
(免許証、保険証、マイナンバーカード等)  
※郵便物、名刺、マイナンバーカード通知書などは該当しません
2. 苅田町への通勤・通学が確認出来るもの  
学生証・社員証など(苅田町の住所の記載があるもの)  
※保険証や社員証に苅田町の住所の記載がない場合は、雇用証明書をお持ちください。  
形式が必要な方はお尋ねください。
3. 利用申込書



- ・新規登録に必要なもの
- ・お手持ちの利用券



**即日発行ではありません。**

※再発行が可能になるのは通常2週間後です。  
ただし、利用券発行後半年以内に紛失した場合や再発行が3回目以上の場合は、3カ月間、再発行が出来ません。大切に利用してください。

◎紛失届(控)は、1年間で無効になります。  
ご注意ください。

- 注！お渡しした「紛失届の控」では利用できないものがあります。
- ◆館内のAVコーナーでの視聴
- ◆プラカードと交換する最新号雑誌の閲覧

町外在住  
通勤・通学の方